

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月16日
【会社名】	株式会社小糸製作所
【英訳名】	KOITO MANUFACTURING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三原 弘志
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪四丁目8番3号
【電話番号】	03(3443)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 山本 英男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪四丁目8番3号
【電話番号】	03(3443)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 山本 英男
【縦覧に供する場所】	株式会社小糸製作所大阪支店 (大阪市淀川区西宮原一丁目5番45号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の連結子会社であるK Iホールディングス株式会社に対する下記訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）が和解によって解決しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1 当該連結子会社の名称、住所及び代表者氏名

- (1) 名称 K Iホールディングス株式会社
- (2) 住所 神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地
- (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 掛川 隆

2 当該訴訟の提起があった年月日

平成23年12月9日（訴状送達日：平成24年3月1日）

3 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 Thai Airways International Public Company Limited
- (2) 住所 89 Vibhavadi Rangsit Road Bangkok 10900, Thailand
- (3) 代表者の氏名 President: Charamporn Jotikasthira

4 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容

K Iホールディングス株式会社は、平成23年12月9日、Thai Airways International Public Company Limited（以下「原告」といいます。）から、同社に対し納入する予定であった航空機用座席等の納入に遅延等が発生したとして、英国高等法院（High Court of Justice）において本件訴訟の提起を受けたものです。

(2) 損害賠償請求金額

金155,173,187.47米ドル、20,351,361.72ユーロ、20,330,358.67タイパーツ及び/または損害額（未定）、並びにこれに対する利息及び訴訟費用の支払（合計額約215億9,900万円）（注）

（注）平成26年11月21日時点のT T S為替レート（119.09円/米ドル、149.66円/ユーロ、3.69円/タイパーツ）で換算しております。

なお、原告が英国高等法院に提出した平成26年9月11日付専門家報告書（同月15日一部修正）により請求額が変更され、次いで平成26年11月20日付で原告より当該訴訟の請求の趣旨の変更の申立があったため、損害賠償請求金額が改めて変更されました。

5 訴訟の解決に関する説明

(1) 訴訟の解決があった年月日

平成27年11月13日

(2) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

平成27年5月11日（現地時間）、K Iホールディングス株式会社に82,732,284米ドル、19,638,789ユーロ、4,640,417タイパーツ（合計約126億9千6百万円）（注1）の損害の賠償並びにこれに対する利息及び訴訟費用の支払を命じる第一審判決がありました。K Iホールディングス株式会社はこれまで、第一審判決及び裁判所命令に従い、訴訟費用の内払い等や判決執行停止のための一部支払等として、60,000,000米ドル及び2,436,416ポンド（合計78億8千6百万円）（注2）を原告に支払いましたが、平成27年11月13日、原告との間で、下記内容の和解契約（以下「本和解契約」といいます。）を締結いたしました。

これは、K Iホールディングス株式会社として、本件訴訟の長期化による訴訟費用の増大及び人的資源の負担等を総合的に考慮した上で、本和解契約を締結することがK Iホールディングス株式会社にとって最善と判断したことによるものです。

K Iホールディングス株式会社が原告に対して、平成27年11月30日までに、和解金52,500,000米ドル（約64億8千7百万円）（注3）を支払う。

既に支払済みの金額及び上記の和解金の支払をもって、原告及びK Iホールディングス株式会社は本件訴訟を終了させ、納入済み及び納入予定であった航空機用座席等に関する一切の義務及び債務をそれぞれ免除する。

(注1)平成27年5月12日時点のT T S為替レート(121.15円/米ドル、135.29円/ユーロ、3.64円/タイバーツ)で換算しております。

(注2)各支払日時点のT T S為替レートで換算しております。

(注3)平成27年11月13日時点のT T S為替レート(123.58円/米ドル)で換算しております。

なお、既に支払済みの金額を含め、本件で支払うべき和解金額の全額について、当社連結決算において既に損害賠償引当金として引当済みです。本和解に伴い、損害賠償引当金戻入により、約10億6千4百万円を、平成28年3月期第3四半期連結決算において特別利益として計上する見込みです。

以 上